

答 申

第 1 審議会の結論

実施機関である富山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について行った非開示決定処分は、妥当である。

第 2 本件処分の経過

1 開示請求

審査請求人は、平成 26 年 8 月 25 日付けで、富山県個人情報保護条例（平成 15 年富山県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、実施機関に対して、「本年（平成 26 年）8 月 21 日、県警本部 1 階相談する場所で監察課の岡山警部、相談課の竹山警部補に指摘した相談記録及び決裁を受けた資料」を内容とする開示請求を行った。

2 処分及び審査請求

(1) 開示決定

実施機関は、平成 26 年 9 月 2 日付けで、保有個人情報の非開示決定の処分（以下「本件処分」）を行い、審査請求人に通知した。

(2) 本件対象処分及び本件審査請求

審査請求人は、平成 26 年 9 月 26 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定に基づき、富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(3) 審議会への諮問

公安委員会は、平成 26 年 10 月 30 日付けで、条例第 41 条の規定により、本件審査請求について審議会に諮問を行った。

第 3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分は誤っており、非開示決定を取り消し、早期全面公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び審議会での意見陳述における、本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 保有個人情報の開示請求内容は、本年（平成 26 年）8 月 21 日、県警本部相談課において、監察課の岡山警部及び相談課の竹山相談員に、富山県警の相談課職員が不適切な対応を行った件などを相談したもの。

同相談員がらみの不祥事は緊急性があるにもかかわらず、決裁を 9 月 2 日まで引き伸ば

- しており、公文書が保存されていないというのは認めがたい。
- (2) 公文書の定義について、情報公開条例では、行政（実施機関）において、複数の者が共有する文書と定義されている。故に、相談した日から12日間も監察課員または相談員がメモの状態に寝かしておくことは全く想像できない。
- (3) メモであったとしても、記録として残せるものは、組織として共有されるものであり、情報公開条例上、情報公開の対象になるはずである。メモから次の段階、すなわち上司の決裁などの段階で組織として共用となるから、その時点で情報公開の対象として認定しなければいけない。

第4 公安委員会の説明

公安委員会が非開示理由説明書及び審議会での意見聴取において説明する本件処分に係る理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 非開示決定に係る経緯について

審査請求人は、平成26年8月21日午後3時50分頃、県警察本部において、応対した職員2名に対し、「以前、相談記録の開示請求したところ、開示を受けた相談簿に相談した内容の一部が記載されておらず、内容が不足していた。この相談簿の記載者である警察相談課の職員の対応に不満がある。」旨の申出（以下「本件申出」という。）を行い、当該職員らは、速やかに本件申出を検討した。

その後、同年8月25日に審査請求人は、実施機関に対し、「本年8月21日、県警本部1階相談する場所で監察課の岡山警部、相談課の竹山警部補に指摘した相談記録及び決裁を受けた資料」について保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

本件開示請求の対象となる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）が記載され、相談記録等に該当する文書としては、相談に対応した職員らによる手書きのメモ（以下「本件メモ」という。）及び本件申出に係る苦情受理処理票（以下「本件苦情処理票」という。）が考えられる。

審査請求人が本件開示請求をした平成26年8月25日の時点では、当該職員らにより本件メモは作成されていたが、これは公文書としての本件苦情処理票を作成するための備忘録であり、個人的な使用目的で作成された文書に過ぎない。同年8月25日の時点では、本件申出を苦情案件として対応するか、相談案件として対応するか協議検討中の段階であり、審査請求人の本件申出に関する公文書としての本件苦情処理票は、いまだ完成されていなかった。その後、当該職員らは苦情案件として対応することとし、公文書としての本件苦情処理票を作成し、同年8月26日に回議を開始した。

このため、実施機関は、平成26年9月2日、本件開示請求に対し、開示しない理由を「開示請求のあった時点において、公文書として保存されていないため。」として、保有個人情報非開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。また、実施機関は、本件決定の通知に際し、公文書としての苦情処理票が完成することを知らせるために、開示をしない理由がなくなる期日を同年9月2日と記載した。

なお、審査請求人は、この通知を受けて、同日、実施機関に対し、別途、本件申出に対する文書を含む形で保有個人情報について開示請求を行い、当該苦情受理処理票については、同年10月15日に部分開示決定を受けている。

(2) 非開示決定に関する理由について

上記(1)のとおり、審査請求人が本件開示請求をした平成26年8月25日の時点においては、本件申出に係る公文書は完成されていなかったため、本件決定を行った。

第5 審議会の判断

1 本件対象保有個人情報に記載されている文書の公文書該当性等について

条例に基づく開示請求の対象となる「保有個人情報」は、条例第2条第3項ただし書において、富山県情報公開条例第2条第2項に規定する「公文書」、すなわち「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に記録されているものに限ると規定されている。

非開示理由説明書及び審議会における意見聴取において、公安委員会は、本件対象保有個人情報が記載されている相談記録等に該当する文書として、相談に対応した職員らによる手書きの本件メモ及び本件苦情受理処理票があると説明することから、当該各文書が富山県情報公開条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当するかどうか、該当する場合は本件対象保有個人情報を開示すべきかどうかについて、それぞれ検討する。

(1) 本件メモについて

本件メモは、審査請求人からの相談に対応した職員らが、本件申出に関する内容を記録する苦情受理処理票又は警察安全相談簿の作成に資するため、備忘録として作成したものであると認められる。

本件メモが公文書に該当するかどうかは、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」といえるかどうかによって判断されるものであるところ、これについては、①作成目的、②利用の状況、③保管、保存又は廃棄の状況などを総合的に検討することが必要であると考えられる。

① 作成目的

本件メモは職務上の必要から作成されているものの、これは、当該職員らが、苦情受理処理票又は警察安全相談簿の作成のための備忘録として、個人的な使用目的で作成した文書に過ぎないと認められる。

② 利用の状況

本件メモは、作成した当該職員のみでの備忘録としての使用にとどまり、他の職員に利用されることはなく、また、職務上必要な職員共用のものとして利用されるものでもないという公安委員会の説明には、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

③ 保管、保存又は廃棄の状況

上記①作成目的から、苦情受理処理票又は警察安全相談簿が作成された後は、本件メ

モは、その作成した職員の判断で廃棄できるものであり、また、組織として管理している職員共用の保管・保存場所で保管又は保存されているものとも認められない。

以上のことから、本件メモについては、その作成目的、利用及び保管等の状況に照らして「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは言えないことから、仮に、開示請求の対象となる保有個人情報が記録されていたとしても、富山県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないものと認められる。

(2) 本件苦情受理処理票について

一般に、決裁を要する文書は、起案文書が作成され回議に付された時点で、組織的に用いるものとしての実質を備えた状態になると考えられる。

審査請求人からの相談に対応した職員らは、本件申出の内容に応じて苦情受理処理票又は警察安全相談簿を作成する必要があったが、本件開示請求があった平成26年8月25日の時点においては、本件メモは作成されていたものの、本件申出を苦情案件として対応するか、相談案件として対応するか協議検討中の段階であり、審査請求人の本件申出に関する公文書としての本件苦情処理票ははまだ作成されていなかったという公安委員会の説明には、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求があった8月25日の時点において、本件苦情受理処理票は、はまだ作成されておらず、不存在であったと認められる。

(3) 小括

以上のとおり、本件メモについては公文書でなく、また、公文書としての本件苦情受理処理票については開示請求があった時点において作成されていないことから、実施機関である警察本部長は本件対象公文書を保有していないものと認められ、本件対象保有個人情報について不存在を理由に非開示とした本件処分は、妥当なものと認められる。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書、意見陳述書及び口頭による意見陳述において、「第3審査請求の内容 1 審査請求の趣旨」に記載するもの以外に種々主張するが、いずれも審議会の上記の判断を左右するものではない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の開催経過

審議会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審議会の開催経過の概要

| 年 月 日 | 内 容 |
|--------------------------|---|
| 平成26年10月31日 | 公安委員会から諮問書を受理 |
| 平成26年11月13日 | 公安委員会に非開示理由説明書の提出を依頼 |
| 平成26年12月 8日 | 公安委員会から非開示理由説明書を受理 |
| 平成26年12月10日 | 審査請求人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼 |
| 平成27年 1月 9日 (第42回審議会) | 諮問事案の概要説明 実施機関職員から非開示理由等を聴取 審議 |
| 平成27年 3月18日 (第44回審議会) | 審査請求人から意見陳述書の提出 審査請求人から意見を聴取 審議 |
| 平成27年 4月23日 (第45回審議会) | 審議 |
| 平成27年 6月 1日 (第46回審議会) | 審議及び答申 |

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

| 氏 名 | 現 職 等 | 備 考 |
|---------|------------------|--------|
| 荒 木 むつみ | 元高岡市会計管理者 | |
| 大 石 貴 之 | 弁護士 | 会長職務代理 |
| 岡 部 紀 子 | 元富山県婦人会理事会計 | |
| 西 岡 秀 次 | 富山県商工会議所連合会常任理事 | |
| 細 川 俊 彦 | 弁護士、元金沢大学法科大学院教授 | 会 長 |